

定期預金プレミアム口座「トクっこ」

ご利用いただける方	定期積金「みらっこ100」(3年・4年・5年コース)を満期到来時に100万円以上のスーパー定期預金として新規預入いただける個人および個人事業主の方 ※中途解約元利金・中止満期解約元利金および手持現金は対象外です。
対象商品	スーパー定期預金
期間	1年
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括してお預け入れいただきます。 100万円以上(100万円コース定期積金「みらっこ100」給付契約金を上限とします) ※給付金の全額でなくても可となります。 1円単位
払戻方法	満期日以後に払い戻しいたします。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利となります。預入日のスーパー定期預金の店頭表示の利率に、原資となる定期積金の掛込期間によって定められた優遇金利を加えた利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 自動継続時の利率は、継続日における店頭表示利率を満期日まで適用いたします。 満期日以後に元金とともにお支払いいたします。 付利単位を1円、1年を365日とする日割り計算を行います。 満期日以後の利率は、解約日または継続日における普通預金利率を適用いたします。
税金	20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。
手数料	—
付加できる特約事項	マル優のお取り扱いができます。
中途解約時のお取り扱い	スーパー定期預金の中途解約利率で利息の計算を行い、元金および利息をお支払いいたします。
金利情報の入手方法	窓口または当金庫ホームページでご確認ください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進部(9時～17時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 総合口座・通帳式でのお取り扱いも可能です。・ この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
------------	--